

利用者負担額（保育料）について

※以下「保育料」という

- 保育料は、0～2 歳児の保育にかかる経費で保護者に負担していただくものです。
- 保育料は、父母の市民税所得割額（住民税）に応じて決定されます。
 - ※祖父母等と同居であって、祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、祖父母等の市民税所得割額を保育料の算定対象とする場合があります。
 - ※国基準により3歳児～5歳児は無償化されます。
 - ※国基準により3号認定のこどもが年度途中に3歳の誕生日を迎え、2号認定に切り替わっても、その年度中は、3歳児未満の保育料が適用されます。（無償化の対象にはなりません。）
- 年度4月1日時点のこどもの年齢と市民税所得割額（住民税）により算定されます。
 - ┌ 4月～8月までは、前年度の市民税所得割額（住民税）により決定されます。
 - └ 9月～3月までは、現年度の市民税所得割額（住民税）により決定されます。
 - ※毎年9月が切り替え時期となり、保育料が変更になる場合があります。
- 同一生計の兄弟がいる場合、本市では中学校就学前までの児童からみて、**第2子は保育料の半額**（令和7年9月1日からは4分の1）、**第3子以降は無償化**となります。
 - ※認可外保育施設を利用する兄弟については、国の基準どおり多子軽減の**対象外**です。
- 下記の事項等が生じた場合、届出があった翌月分より**保育料が変更**となる場合があります。
 - ① 保護者の離婚または結婚
 - ② 父母ともに所得が48万円未満であり、祖父母と同居・別居を始めた
 - ③ 市民税所得割額（住民税）の修正が生じた
 - ④ 生活保護の廃止（開始の場合は当月分より変更）
- 保育料は、毎月月末の口座振替となります。（ただし、月末が休日の場合は翌営業日）
- 認定こども園の場合は、直接契約となるため、保育料は、施設にお支払いただきます。
- 施設を長期欠席しても、退所していない場合は保育料をお支払いただきます。
- 保育料とは別に実費徴収等の負担が発生する場合があります。

給食費（主食費・副食費）について

主食費…お米の費用

副食費…主食以外のおかず、おやつ、飲み物等の費用

- 給食費は実費徴収となり、施設によって異なりますので、施設へお支払いただきます。
- 副食費については、以下に該当する場合、無償化されます。
 - ① 1号認定：市民税所得割額が77,200円未満の世帯
 - ② 2号認定の3歳児～5歳児：一般世帯は市民税所得割額が57,700円未満の世帯
ひとり親家庭世帯等は市民税所得割額が77,200円未満の世帯
 - ③ 同一生計の兄弟がいる場合、第3子目以降の児童
（1号認定は小学校第3学年まで、2号認定は小学校就学前までの兄弟から数えます。）
 - ※認可外保育施設を利用している兄弟は、国の基準どおり兄弟カウントの**対象外**です。

延岡市の利用者負担額（保育料）と副食費一覧表

1号認定（満3歳児以上）

令和7年4月1日現在

階層区分	市民税所得割額 （住民税）	副食費	保育料 （月額）
A	生活保護法による 被保護世帯	市民税所得割額 77,200円未満 の世帯は 無償	0円
B－１	市民税非課税世帯		
B－２	市民税所得割 非課税世帯		
C－１	48,600円未満		
C－２	48,600円以上 51,300円未満		
C－３	51,300円以上 60,400円未満		
C－４	60,400円以上 77,200円未満		
D－１	77,200円以上 97,000円未満	市民税所得割額 77,200円以上 の世帯は 徴収	
D－２	97,000円以上 169,000円未満		
D－３	169,000円以上 211,300円未満		
E	211,300円以上		

多子軽減：小学校第3学年までの兄弟からみて第3子以降は副食費無償

2・3号認定（0～5歳児）

令和7年4月1日現在

《国基準》		ひとり親家庭や障がい者のいる世帯等			左記以外の世帯					《国基準》	
階層区分	保育料 (円/月額)	①保育料・②副食費 多子軽減年齢区分	保育料（月額） ※上段：標準時間認定 ※下段：短時間認定	階層区分	市民税所得割額	階層区分	保育料（月額） ※上段：標準時間認定 ※下段：短時間認定	①保育料・②副食費 多子軽減年齢区分	階層区分	保育料 (円/月額)	
第1	0	①保育料 年齢制限なしで ・第2子以降は無償 ②副食費 無償 市民税所得割額 77,200円未満 77,200円以上	0円	A	生活保護法による 被保護世帯	A	0円	①保育料 中学校就学前までの 兄弟からみて ・第2子は半額 ・第3子以降は無償 ②副食費 無償 市民税所得割額 57,700円未満 57,700円以上 ①保育料 中学校就学前までの 兄弟からみて ・第2子は半額 ・第3子以降は無償 ②副食費 小学校就学前までの 兄弟からみて ・第1子、第2子は徴収 ・第3子以降は無償	第1	0	
第2	0		0円	B	市民税非課税世帯	B	0円		第2	0	
第3	9,000		7,000円 6,800円	C	48,600円未満	C	15,000円 14,700円		第3	19,500 19,300	
第4	9,000			D-1	48,600円以上 51,300円未満	D-1	18,000円 17,600円		第4	30,000 29,600	
				D-2	51,300円以上 60,400円未満	D-2	20,000円 19,600円				
				D-3	60,400円以上 77,200円未満	D-3	23,000円 22,600円				
	30,000 29,600			D-4	77,200円以上 97,000円未満	D-4	25,000円 24,500円				
第5	44,500 43,900		30,000円 29,400円	D-5	97,000円以上 169,000円未満	D-5	30,000円 29,400円		第5	44,500 43,900	
第6	61,000 60,100		40,000円 39,300円	D-6	169,000円以上 301,000円未満	D-6	40,000円 39,300円		第6	61,000 60,100	
第7	80,000 78,800		45,000円 44,100円	D-7	301,000円以上 397,000円未満	D-7	45,000円 44,100円		第7	80,000 78,800	
第8	104,000 102,400	50,000円 49,000円	D-8	397,000円以上	D-8	50,000円 49,000円	第8	104,000 102,400			